

# 枚方市下水道事業経営計画

～安定的な下水道事業の経営を目指して～



平成25年4月



枚方市  
上下水道局 下水道部



# 枚方市下水道事業経営計画

## 目 次

	ページ
第1章 策定の趣旨	1
第2章 経営計画の基本方針	2
第1節 経営計画の基本的事項	2
第2節 経営計画の重点事項	2
第3章 汚水整備の基本方向	3
☆ ビジョンにおける方針	3
第1節 汚水整備事業の概成に向けて	3
第2節 工場等事業所系の汚水整備	5
第3節 水洗化の促進	7
第4節 整備課題地区の解消	9
第5節 施設の維持・更新	10
第6節 施設の耐震化（汚水）	14
第4章 雨水整備・浸水対策の基本方向	17
☆ ビジョンにおける雨水整備・浸水対策の方針	17
第1節 浸水被害の軽減	17
第2節 10年確率に対応した雨水整備	18
第3節 ポンプ場の整備・充実	20
第4節 幹線・水路の整備	21
第5節 貯留・浸透施設の活用	23
第6節 施設の適切な維持管理	24
第7節 施設の耐震化（雨水）	24
第5章 経営健全化の基本方向	25
☆ ビジョンにおける経営健全化の方針	25
第1節 これまでの経営計画	25
第2節 収入に関する方針	27
第3節 支出（経費）に関する方針	29
第4節 財政収支計画	33

## 第1章 策定の趣旨

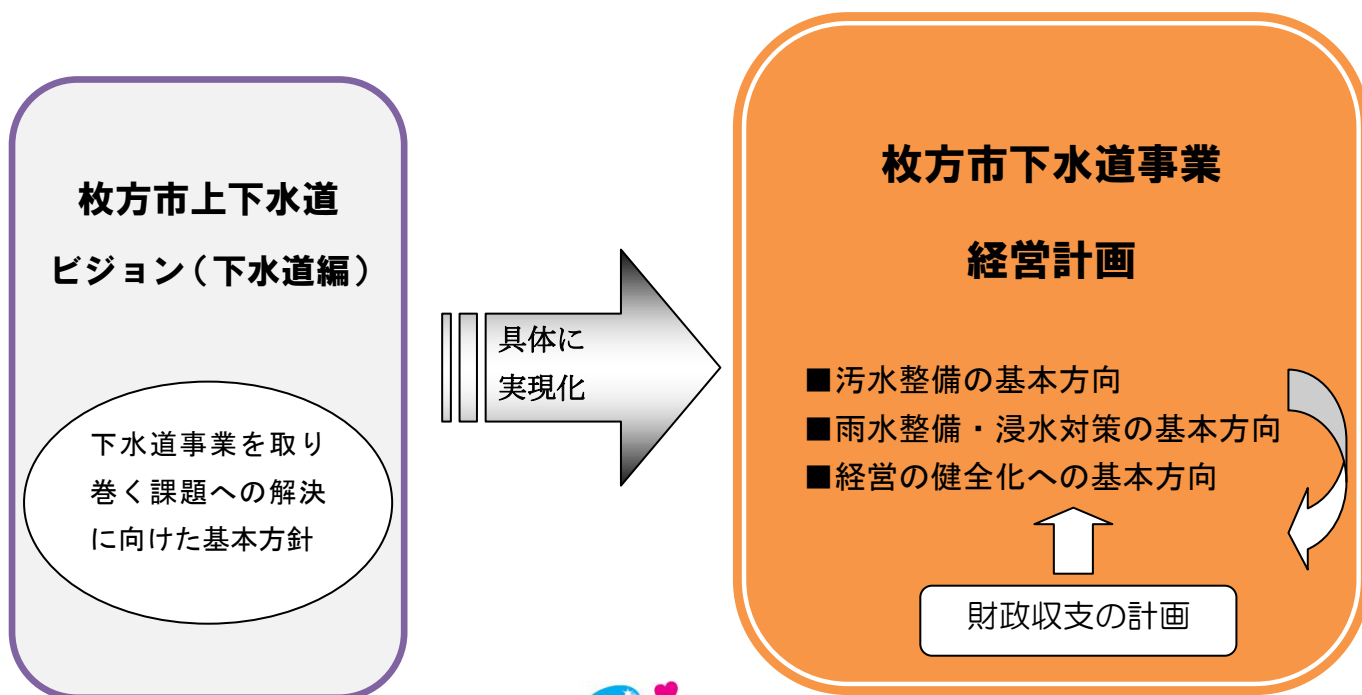
下水道は、市民が健康で安全・安心かつ快適に暮らす上で欠かすことの出来ない重要な都市基盤施設です。

下水道が目指すその大きな役割は、①水環境の保全 ②快適な生活環境の創造 ③安全・安心な市民生活の確保といった3つに分類することが出来ますが、加えて今日的な課題である持続可能な循環型社会の構築に向けての有効活用が期待されています。

本市は、その役割を十分に認識し、担うことができるように将来にわたり、下水道の整備、維持管理を計画的に進めていきます。このため、本市の下水道事業の目指す基本的な方針は、「枚方市上下水道ビジョン（下水道編）」（以下「ビジョン」という。）で示していますが、そのビジョンに示す事務事業の方針を具体的に実現化するためには、優先的に取り組むべき事業や施策の取捨選択を図るなど、計画的に財源を確保した中で実施する必要があります。

このため、ビジョンの趣旨を踏まえ、その実施計画的な役割を担うものとして、「下水道事業経営計画」を策定します。

### 下水道事業経営計画策定のイメージ



## 第2章 経営計画の基本方針

### 第1節 経営計画の基本的事項

#### ① 計画の目的

経営計画は、計画期間中における下水道の新規整備や施設等の維持管理・建設改良等、経営の健全化を含む基本的な方向を定め、下水道事業全般の安定した運営を図ることを目的とします。

#### ② 計画の位置づけ

経営計画は、平成13年度に策定した『下水道特別会計経営健全化計画』や平成20年度に策定した『下水道特別会計経営状況について』を踏まえ、これまでの経営健全化に向けた取り組みを一層進めるものです。

また、『第4次枚方市総合計画』を上位計画とし、国土交通省の『下水道ビジョン2100』などの趣旨を踏まえ、本市の下水道事業を取り巻く課題解決の方針として策定するビジョンの趣旨を踏まえ、その実施計画的な役割を担うものです。

#### ③ 計画のフレーム

経営計画は、ビジョンの「課題の解決に向けた方針」（汚水整備の方針、雨水整備・浸水対策の方針、経営の健全化に向けた方針）のより具体的な方向性を経営の視点で整理を行い、財政収支の計画を含めたものとして示します。

#### ④ 計画の期間

上下水道ビジョンで示した方針に基づき、平成25年度から33年度の9年間とします。

#### ⑤ 経営状況等の進捗管理と情報開示

計画の着実な推進を図るため、目標に対して各部署での執行管理を徹底します。また、客観的な視点から有識者、市民で構成する経営委員会等の評価を受け、その内容については、ホームページ等で公表します。

### 第2節 経営計画の重点事項

次の2点を経営計画の重点事項とします。

- ① 新規の整備を進めるとともに、既存施設の現状把握に努め、効率的な管理を行いながら、長寿命化につながる施設の改築・更新や耐震化を計画的に実施します。
- ② 下水道事業の経営の健全化に向けて、原価計算に基づく適正な経費の算定とそれに見合う下水道使用料や公費負担のあり方について検討し、将来の経営安定化を図ります。



### 第3章 汚水整備の基本方向

#### ☆ ビジョンにおける汚水整備方針

##### 汚水整備の方針

- 汚水整備は、住居系地域での平成 30 年度概成を目指します。
- 工場系地域の汚水整備については、「行政と事業者」が協力し合うことを基本としながら実情に応じた効果的・効率的な手法で水環境の保全を図ります。
- 下水道未接続者への粘り強い接続指導等を行い、未接続家屋の解消に向けた取り組みを進め、水洗化を促進します。
- 未承諾地区については、継続的に地権者への承諾要請を行い、整備困難地区については、技術的な検討・検証を進め、整備に向けた取り組みを進めます。
- 汚水施設の新規整備から維持管理・長寿命化・改築までを一体的にとらえ、下水道施設を適切に管理するストックマネジメントを目指します。
- 阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模な地震に耐えられるレベルまで強化を図り、下水道の役割を確保します。

#### 第1節 汚水整備事業の概成に向けて

##### (1) これまでの取り組み状況

###### ① 下水道整備計画の経過

汚水整備事業は、昭和 33 年より計画的な取り組みを進めており、平成 8 年には下水道整備緊急措置法に基づく第 8 次下水道整備 5 カ年計画を策定し、これに基づき整備推進を図ってきました。

この計画は、平成 14 年度までの計画期間でしたが、本市においては下水道事業を継続的に進める必要があったため、本市独自の整備計画として、平成 13 年度に「下水道特別会計経営健全化計画」の策定を行い、その計画に基づいて平成 15 年から平成 24 年までの「下水道整備 10 カ年計画」を策定しました。

その後、本計画に基づき整備を推進してきましたが、平成 20 年度に発生した局地的豪雨による浸水被害への緊急対応や下水道特別会計の経営状態などを考慮し、全体事業の精査を行い、住居系地域の概成時期を平成 24 年度から平成 28 年度に延伸する見直しを行いました。

## ② 整備事業費の推移

これまでの下水道における整備事業費は、昭和 50 年代から本格的に整備を進め、平成の時代に入った頃には、100 億円を超える事業費で普及率を上昇させてきました。しかし、平成 10 年度を過ぎた頃から、発行してきた企業債の償還金が経営の悪化要因となったことから、整備事業費を順次縮減していき、平成 20 年度から 18 億円としています。

今後も、事業費の規模に留意しつつ、限られた事業費の中で事業概成に向けて取り組んでいきます。

## (2) 住居系地域の概成に向けて

## ① 残事業の状況

本市の汚水整備残事業面積は、住居系地域で約 227ha、工場系地域では約 221ha あります。また、人口普及率が平成 23 年度に約 93.3%となり、建設から維持管理への転換期を迎え、施設の老朽化に伴う更新事業や施設の耐震化を含めた新たな事業展開が必要となっています。

下水道施設の整備は、市民生活の改善に効果的な事業であり、早期の事業概成は必要ですが、経営的な観点から、財源の確保や企業債の動向に注視していかなければなりません。

そのため、更新や耐震化とあわせて計画的かつ効率的な整備を図っていきます。

## 概算事業費

【百万円】

年度	汚水整備費	住居系地域整備		工場系地域整備		更新整備
		工事費	委託費	工事費	委託費	工事費+委託費
25 年度	1,500	900	600	0	0	0
26 年度	1,500	900	600	0	0	0
27 年度	1,500	840	560	30	20	50
28 年度	1,500	840	560	30	20	50
29 年度	1,500	780	520	60	40	100
30 年度	1,500	390	260	360	240	250
31 年度	1,000	60	40	360	240	300
32 年度	1,000	60	40	360	240	300
33 年度	1,000	60	40	360	240	300

※汚水新規整備のおおむねの残事業規模は次の表のとおりです。

	事業費（億円）
住居系地域	78
工場地域	67
合計	145

平成 25 年度以降残



## ② 住居系地域の概成に向けた整備

市民の皆様にご快適な生活環境を早期に提供するために、住居系地域の概成までは新規整備と既設施設の更新整備費等を合わせた汚水整備費を年間約 15 億円とし、平成 30 年度の住居系地域概成を目指します。

- 汚水事業の新規整備については、整備効果に直結する下流側からの整備を基本に、普及人口の増加、使用料収益の増加につながる効果的な整備となるよう総合的な判断の下に優先順位を定めます。
- 工場地域については、次の第 2 節の「工場等事業所系の汚水整備」のとおり、地域の実情に応じ更新整備と調整を図りながら整備を行います。

## 第 2 節 工場等事業所系の汚水整備

汚水整備の主たる目的は、河川などの公共用水域の環境を守ることが基本であり、事業者自らが汚水を浄化し、環境基準に適合する水質にした上で公共水域に放流することで、汚水整備の目的は概ね果たしているといえます。

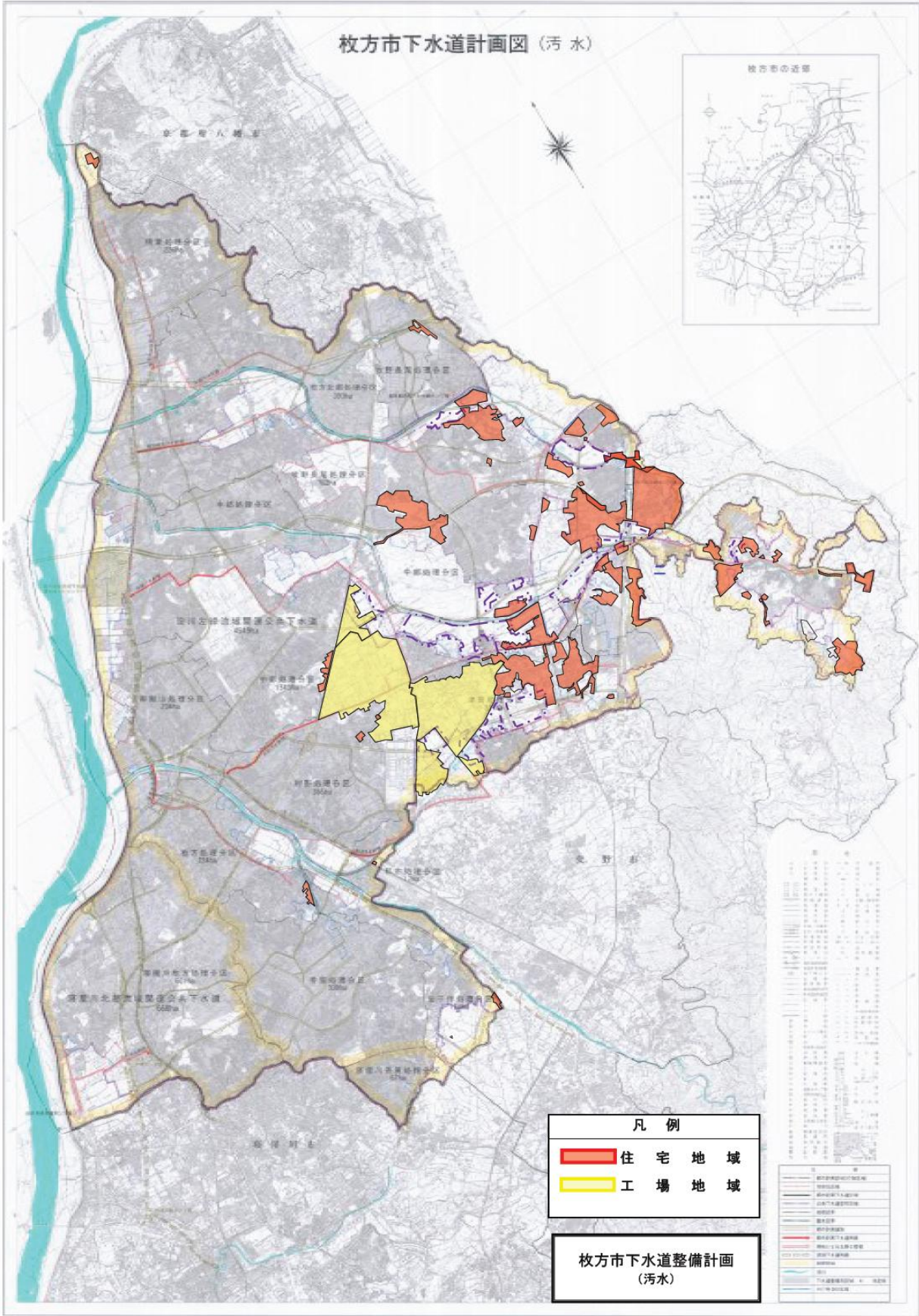
このため、工場等事業所系の下水道整備については、その地域の実情に応じた手法（事業所系汚水の排除を環境基準に適合するまで自ら浄化し公共水域に放流するか、公共下水道放流基準に適合するまでの浄化を行い、公共下水道に放流するかなど）を整理し、その地域ごとの汚水整備を進めます。

- 事業所については、接続希望の有無などの意識調査等を実施し、排水設備設置義務免除等の諸課題を整理しながら、平成 27 年度より順次、効果的に整備を進めていきます。



【汚水の整備状況図】凡例区域が整備予定

(平成 23 年度末現在)





### 第3節 水洗化の促進

汚水整備事業によって新たに公共下水道の供用が開始された区域の家屋（改造義務家屋）所有者は、供用開始日から3年以内に公共下水道へ接続するための家屋の改造工事、いわゆる水洗化を行っていただく必要があります。

水洗化の促進は、公衆衛生の向上や公共用水域の保全など下水道本来の目的であるとともに、水洗化による下水道使用料は、公営企業における経営健全化のための欠かすことのできない財源となっています。

しかしながら、供用開始日から3年を経過しても水洗化されない「未接続家屋」は供用開始区域の拡大に伴い年々増加しています。そのため、これまでの制度の更なる活用や見直しなど、水洗化促進に向けた様々な取り組みを強化する必要があります。

#### （1）水洗化の促進に向けて

##### ① 水洗化の現状

供用開始区域となった日から3年以内に改造工事を行った家屋を対象に補助金を交付しており、改造工事に係る申請者のほとんどがこの制度を利用しています。（補助金交付制度）また、改造工事を施工するにあたり融資を希望される方に融資のあっせんを行っています。（融資あっせん制度）また、周知活動として、公共下水道の供用が開始される前の地元相談会の実施を始め、改造義務家屋の所有者に対して、供用開始後に計2回のお知らせ文書を送付し、水洗化の周知を図っています。

このように、補助金交付制度などの利用や文書送付による水洗化の周知活動を経て、供用開始後3年以内（接続義務期限内）の水洗化戸数の割合は、過去6年間（平成16年～21年度）で約75.7%となっています。

##### ② これからの取り組み

接続義務期限内で利用できる補助金交付制度が早期水洗化のインセンティブとなるように、周知文書の発送回数やその内容についての見直しを行うとともに、水洗化に関する地元相談会の充実について検討します。

また、広報誌などによる水洗化促進のPR活動を積極的に実施するなど、今後、新たな未接続家屋を発生させないよう、接続義務期限内の取り組みの強化を図ります。

## (2) 未接続家屋の解消

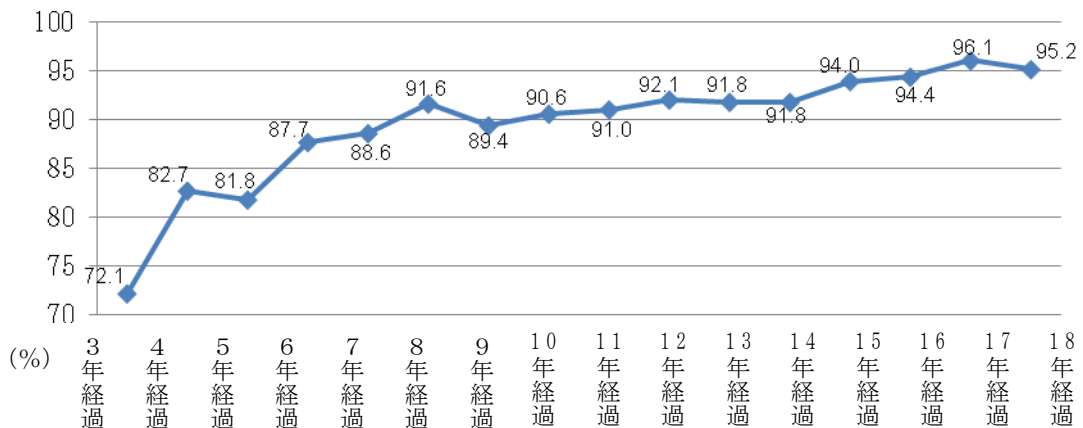
### ① 未接続家屋の現状

供用開始区域の拡大に伴う改造義務家屋数の増加とともに、接続義務期限を超えた家屋も年々増加傾向にあり、平成24年3月末現在で約4,100戸を数えるようになりました。

平成16年度からは接続義務期限の3年を経過した家屋に対して現地調査を実施し、個別訪問による指導並びに文書による勧告を行うことにより未接続家屋の解消に努めてきました。

これら現地調査の成果による改造戸数は、平成16年度から平成23年度までの累計で2,166戸となり、改造戸数全体16,324戸の約13.3%となっています。

【供用開始からの経過年数ごとの水洗化率の推移】 (平成23年度末現在)



### ② 未接続家屋の解消に向けて

上のグラフのとおり、供用開始年度ごとの水洗化率<sup>※</sup>は年数を経過するごとにほぼ増加を続け、供用開始から16年以上を経過した地域においては95%前後まで達しています。このことから、未接続家屋の大半は、水洗化をする意思のある家屋であると考えられます。

未接続家屋に関しては、これまで水洗化促進専門員などが現地調査を実施し、個別訪問による指導・勧告等により、未接続家屋解消の成果を上げてきました。このため、未接続家屋の所有者に対しては、下水道の役割や法令による義務を十分理解していただき、早期の水洗化を進めていただくために、個別訪問による指導をこれまで以上に強化していきます。

(※ 水洗化率=水洗化人口/処理人口)

- 補助金交付制度の周知を徹底し、接続義務期限内の水洗化の促進を図ります。
- 個別訪問による市民との対話を深め、早期未接続家屋の解消を図ります。

## 第4節 整備課題地区の解消

### (1) 未承諾地区

本市では、昭和 50 年代頃より急激な都市のスプロール化が進みました。その結果、私道として、開発事業者等が権利を所有したままの住宅地区も市内には多く存在しています。

このような地区における下水道工事の実施については、権利関係者の施工承諾や私設管の寄付等を受け整備を進めています。

しかし、開発当時の会社が倒産等で存在しておらず、権利者の所在不明や何らかのトラブルから承諾が得られない場合があります、これまでの未承諾地区は、約 90 か所<sup>\*</sup>、1200 戸<sup>\*</sup>程あります。(※平成 24 年 3 月現在)

こうした未承諾地区の解消に向け、整備に向けての粘り強い交渉により承諾を得られるよう取り組んでいます。一方、権利者の所在が不明な場合については、追跡調査による所在確認を行っていますが、調査自体に限界があり、確認が取れないケースが少なくありません。

- 権利者への粘り強い交渉を継続します。
- 行政への不満等は、他部署とも協力し説明責任を果たします。
- 登記簿などの権利確認を定期的に行い、調査を継続します。

### (2) 整備困難地区

地形上の問題や河川・水路などを横断しないと接続できない宅地等、自然流下による施工ができない、整備困難地区があります。

こうした地区においては、宅内マンホールポンプ（本市では実績はありません）などによる技術的解消方法はあるものの、その設置基準や設置に伴う費用などの課題があります。現在の整備困難地区は、約 40 か所<sup>\*</sup>、280 戸<sup>\*</sup>程あり、その地区に応じた整備を進める必要があります。

(※平成 24 年 3 月現在)

- 整備困難地区については、技術的な検討・検証を行い効果的で効率的な方法により整備を推進します。
- 宅内マンホールポンプの設置に係る設置基準や設置に伴う費用のあり方などについて検討を行います。

第5節 施設の維持・更新

(1) スtockマネジメント※の実践

本市の汚水管渠の延長は、約700 kmあり、この膨大なStockは、日々劣化し、維持修繕や改築のコストの増大を招くとともに、最悪の場合、管渠の破損により道路陥没や汚水を適切に流すことが出来なくなるといった、機能不全に陥るリスクを抱えています。

この社会資本のStockを将来にわたって適切に管理していくための手法として、平成23年度に国土交通省より「下水道施設のStockマネジメント手法に関する手引き（案）」が提示されました。

本市では、この手引きの内容を踏まえ、下水道長寿命化支援制度などと合わせて老朽化施設の計画的な更新・耐震化等を含む維持管理に向けた取り組みを進めます。

■下水道事業においては、このStockマネジメントの実践により、維持管理・改築更新の一体的な最適化を図り、持続可能なものとしていきます。

※Stockマネジメント

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

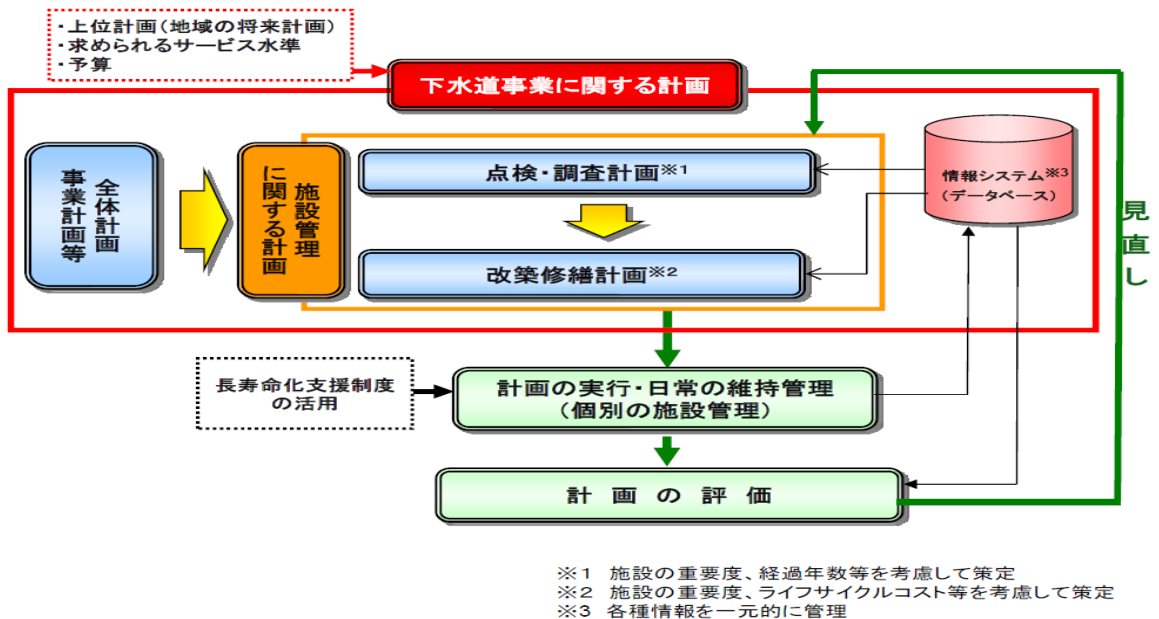


図1 Stockマネジメントのイメージ

出典：平成23年9月：下水道施設のStockマネジメント手法に関する手引き（案）  
 （国土交通省水管理・国土保全局下水道部）



## (2) 下水道長寿命化支援制度

下水道施設にかかわる事故発生や機能停止を未然に防止し、限られた財源の中でライフサイクルコストの最小化を踏まえた観点から計画的な改築を推進するための事業制度として、平成20年度に国より「下水道長寿命化支援制度」が創設されました。

この制度の目的とするところは、以下の3点です。

- ① 下水道施設の健全度に関する点検・調査の実施
- ② 長寿命化対策を含めた計画的な改築等の推進
- ③ 予防保全的な管理の実施

この支援制度を活用し、国からの交付金を確保するには、現行の社会資本整備総合計画の期限が平成26年度まで設定されているので、次の平成27年度を初年度とする5カ年計画に位置付ける必要があります。

このため、長寿命化事業の本格実施には、まず長寿命化計画を策定することになりますので、現在、下水道部内でプロジェクトチームによる検討を進めています。

## (3) 下水道長寿命化計画の策定

### ① 長寿命化計画の順序の整理

下水道長寿命化支援制度を活用して枚方市が保有する下水道施設を限られた財源の中で、計画的に改築していくために、処理分区※ごとに下水道長寿命化計画を策定しようとしています。

本市の公共下水道区域は、13の処理分区に分けて水みらいセンターへ排水し、汚水の浄化をしておりますので、処理分区ごとに下水道施設の状況を踏まえ、実施順序の整理が必要となります。

※処理分区とは、一つの汚水幹線が受け持つ処理範囲のことで、地形や地質などの自然条件を調査して決めています。(以下は、13の処理分区)

- ①楠葉（天満川汚水幹線） ②枚方北部（北部汚水幹線）
- ③牧野長尾（牧野長尾汚水幹線） ④中部（中部汚水幹線）
- ⑤御殿山（流域幹線） ⑥枚方（枚方汚水幹線） ⑦村野（村野汚水幹線）
- ⑧津田（津田汚水幹線） ⑨私市（流域幹線） ⑩香里（流域幹線）
- ⑪茄子作（流域幹線） ⑫寝屋川枚方（出口汚水幹線）
- ⑬寝屋川香里（流域幹線）

② 下水道施設データの整理とデータベースの構築

長寿命化計画策定のためには、まず本市における、管渠ストックの現状（総延長、管径・管種、布設年度別延長、耐用年数 50 年を超過している管渠の割合など）及び今後の増加状況を把握することが第一段階であり、それが検討の基礎資料となります。

また、それら資料の殆どが現在、紙ベースであり、今後の管理を行うためには、電子データ化及びデータベース化しておく必要があります。

③ 施設の点検・調査・データ整理などこれからの維持管理

基礎資料が一定整理されたとして、次に考えなければならないのが、全体事業費の想定になります。

これについては、築後 50 年\*を超えたものから毎年、すべて更新していくものと仮定すると、それに要する総費用が現時点で見込まれる最大の改築費用と考えることができます。

しかし、現実的には耐用年数を超えていても使用に耐えられる状態の施設も存在するので、施設の状況をテレビカメラなどで調査・分析し、長寿命化対策による延命化を図っていきます。

(※下水道施設の標準耐用年数)

大分類	中分類	小分類	年数	処分制限期間
管路施設	管渠 (マンホール間)	鉄筋コンクリート	50	20
		遠心力鉄筋コンクリート		
		陶		
		硬質塩化ビニル		
		FRPM		
		鋳鉄		
		ダクタイル鋳鉄		
		鋼		
		コンクリート		
		レジンコンクリート		
	ます	コンクリート	50	15
		硬質塩化ビニル		
	取付け管	硬質塩化ビニル	50	20
		陶		
		遠心力鉄筋コンクリート		
	マンホール	本体（コンクリート）	50	20
		本体（硬質塩化ビニル）		
		本体（レジンコンクリート）		
		鉄ふた（車道部）	15	7
		鉄ふた（その他）	30	15
共通	内部防食	10	—	

出典 平成 15 年 6 月 19 日事務連絡 国土交通省

④ 長寿命化事業に取り組む

この事業を実践していくために、限られた財源の中で残された新規整備事業とあわせて事業規模に留意しつつ、計画的に進めて行くことが必要です。

- 将来のストックマネジメント実施を目指し新規整備計画のみならず、点検・調査計画及び更新計画を作成します。
- 施設更新計画の作成や資産の効率的な管理のため下水道施設情報管理システムの構築（改築履歴等のデータベース化）を実施します。
- 施設データベースを活用し、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の改築・更新事業を進めます。

⑤ 更新整備費とスケジュール

汚水施設の更新整備費については、概成時の資産の状況、施設の耐用年数、更新工事単価、更新が必要な施設の割合などから、当面は、毎年3億円程度は必要と見込まれます。

なお、更新整備の実施にあたっては、長寿命化事業などの国の補助制度を最大限に活用することとし、データベースの整理を平成26年度までに終え、平成27年度から更新計画の作成に着手し、平成29年度から更新整備を実施するものとします。

更新整備の初期年度においては整備年度が古く施設の老朽化が進んでいると思われる地区を優先して、新規整備とのバランスを図りながら進めていくものとします。

【長寿命化事業及び関連事項の予定】

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
下水道施設 情報管理システム	← システム構築 →			→ システム運用 →					
基本構想策定	← 検討・委託発注 →								
基本計画策定 TVカメラ調査			← 計画策定 →						
設計委託				← →					
改築・更新 工事						→ 工事実施 →			

## 第6節 施設の耐震化（污水）

### （1）耐震対策の経過

下水道施設における耐震設計については、平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」の被害を受け、平成9年に大きく内容が改定された「下水道施設の耐震対策指針と解説（社）日本下水道協会」に示される耐震計算法を用いて安全性を確保するとの方針が平成10年に国より示されました。

これを受け、本市では平成12年度に耐震対策に係る基本方針を定め、この方針に基づき整備を進めています。

また、平成20年度に下水道施設の内、重要な管渠およびポンプ場などを対象とした下水道地震対策緊急整備計画を策定し、次の通り耐震対策事業を実施しています。

年度	実施項目	実施内容
21年度	下水道施設耐震化整備委託	出口汚水中継ポンプ場及び長尾家具町汚水中継ポンプ場、中部汚水幹線管渠 約0.6kmの耐震診断
23年度	下水道施設耐震診断調査委託	最重要防災拠点「地域防災センター」の下流約1.5kmの区間
24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強工事</li> <li>・下水道施設耐震化設計委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊マンホール1基の耐震工事</li> <li>・「地域防災センター」の下流約1.5kmの内、補強が必要な約0.8km区間の設計委託</li> </ul>

### （2）耐震対策の基本的事項

#### ①下水道施設の配置状況

- ・下水道管路延長 約700km
- ・汚水中継ポンプ場 2か所

#### ②対象とする地震動

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■上町断層帯A（北側）</li> <li>■生駒断層帯</li> <li>■中央構造線断層帯</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■上町断層帯B（南側）</li> <li>■有馬高槻断層帯</li> <li>■東南海・南海地震</li> </ul> |
|--|--|

※上記の6地震動（最大震度7程度）が発生した場合でも生命を守る、流下能力・揚排水機能を確保します。



## ③耐震対象施設

下水道管路は、「重要な幹線等※」と「その他の管路」に区分されます。対象施設としては、そのうち「重要な幹線等※」と汚水中継ポンプ場となります。

■重要な幹線等延長：汚水 193.3 k m（内 67.9 k m 対応済み）

■汚水中継ポンプ場：2 か所（長尾家具町と出口汚水中継ポンプ）

※重要な幹線とは、①ポンプ場や処理場に直結する幹線管渠 ②河川・平面軌道横断 ③災害時の緊急輸送路等 ④防災拠点や避難所、または地域防災対策上必要と定めた施設等からの排水を受ける管路など

## ④被害の想定

被災する原因は、地震による揺れと周囲の地盤の液状化による浮き上がりの影響が考えられることから、地震による揺れと液状化の両方を考慮した被害想定を行っています。

## ⑤保持すべき耐震性能

下水道の耐震対策において、下水道施設に求められる性能は、設計地震動のレベルと下水道施設の重要度に応じて、以下のとおり設定しています。

## ■管路施設

- ・レベル1※地震動に対して、「重要な幹線等」・「その他の管路」とも計画の流下機能を確保。
- ・レベル2※地震動に対して、「重要な幹線等」について最低限の流下機能を確保し、震災時においても処理場・ポンプ場への下水の収集が可能。

## ■ポンプ場等

- ・レベル1 地震動に対して、構造物に損傷が生じず、本来の機能確保を原則。
- ・レベル2 地震動に対して、ある程度の構造物の損傷は許容。構造物全体としての破壊を防ぎ、一時的な停止はあっても復旧に時間を要しない。

※レベル1 地震動：施設の供用期間内に1～2度発生する確率を有する地震動

レベル2 地震動：施設の供用期間内に発生する確率は低いが大きな強度を有する地震動

## (3) 耐震対策の目標設定と実施スケジュール

平成 20 年度に策定した「下水道地震対策緊急整備計画」には、地域や施設の重要性及び地震対策の優先度に基づき、対象とする地域、計画目標、計画期間、事業内容、実施計画等の内容を次の通り定めています。

現在、この計画に基づき、国の社会資本総合整備交付金制度を活用しながら、平成 26 年度までの耐震化を進めています。

今後は、先の下水道長寿命化計画との整合を図った耐震計画として見直しを図ります。

## 【下水道地震対策緊急整備計画の概要 H20】

緊急の目標	(H21～H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害時、復旧支援活動の重要拠点となる「地域防災センター」のトイレ使用を確保しました。</li> <li>■地域防災センターに隣接した「車塚公園（防災公園）」のマンホールトイレの使用も確保しています。</li> </ul>
中期の目標*	(H26～H30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域防災計画上、対策が重要な路線の耐震化を目標とし、次の効果を期待します。</li> <li>・災害時に応急復旧が困難な路線の流下機能確保</li> <li>・防災拠点を 3 箇所以上受け持つ管路の流下機能確保</li> <li>・緊急交通路の片側交互通行確保</li> <li>・耐震化事業内容 耐震診断、耐震設計、管渠更生、人孔浮上対策など ポンプ場については、耐震診断のみ計上</li> </ul>
長期の目標*	(H31 以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要な幹線等全てを耐震化し下水道の機能して重要な施設及び防災上重要な施設の被害を防ぐことを目標とします。</li> <li>・災害時に応急復旧が困難な路線の流下機能確保</li> <li>・防災拠点及び要援護者関連施設を受け持つ管路の流下機能確保</li> <li>・緊急交通路の確保</li> <li>・耐震化事業内容 耐震診断、耐震設計、管渠更生、人孔浮上対策など ポンプ場については、耐震診断のみ計上</li> </ul>

※ 上記の計画期間や内容については、今後策定を予定している個別計画の中で見直しを図る予定。

## 第4章 雨水整備・浸水対策の基本方向

### ☆ ビジョンにおける雨水整備・浸水対策の方針

#### 雨水整備・浸水対策の方針

- 浸水被害の頻度が高い地域の浸水被害の軽減を図ります。
- 10年に一度の大雨に対応できるよう雨水整備を進めます。
- 基幹施設であるポンプ場の整備・充実を図ります。
- 基幹施設である幹線・水路の整備を進めます。
- 貯留・浸透施設なども含め地域の実情に合わせた効果的・効率的な雨水整備を目指します。
- 施設の維持管理及び改築・更新については、当面は機能を維持することに重点を置いたものとします。
- 阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模な地震に耐えられるレベルまで強化を図り、下水道の役割を確保します。

### 第1節 浸水被害の軽減

#### (1) これまでの取り組み状況

##### ① 雨に強いまちをめざして

都市型水害は、おもに都市域や都市周辺の開発が進んだ地域で多発する災害です。宅地化や道路舗装などが進んだために、地中に浸透する雨水の量が減り、各家の排水柵や道路の排水溝などから雨水管に流れ込む量が増えました。

また、近年では、地球環境の変化を受け、これまでの大雨の概念を超える局地的豪雨が増加する傾向にあります。このような想定を超える雨が降った場合には、局地的な浸水被害が発生する恐れもありますので、雨水排水ルートを検証・検討やポンプ場の能力拡大、一時貯留施設などの整備を推進することにより、浸水被害の軽減を図ることが必要となっています。

##### ② 雨水整備の状況

浸水被害の頻度が高い地域を中心に幹線や支線水路、雨水管渠などの整備を10カ年計画に基づき進めており、現在、主要な管渠（幹線管渠）の計画延長約100kmのうち、10年確率降雨に対応出来る排水能力がある管渠の整備率は約4割となっています。

(2) 優先整備の考え方

浸水の状況、地域の状況などを勘案し、浸水被害の頻度が高い地域を中心に浸水被害の軽減に向けた整備を優先します。

■浸水被害が発生した主な地域・地区（H20年度・H24年度の豪雨）

- ◇北部地域（町楠葉・楠葉朝日・南楠葉・楠葉並木・東船橋地区など）
- ◇中部地域（養父丘・渚・星丘・宮之阪・大垣内町・枚方元町地区など）
- ◇南部地域（出口・伊加賀・村野・中振・香里・茄子作地区など）
- ◇東部地域（長尾家具町・長尾元町・長尾谷町・藤阪地区など）

第2節 10年確率に対応した雨水整備

本市では、平成8年度より10年確率の降雨（時間降雨量54.4mm/h）に対応できるよう、雨水排水計画を策定し整備を順次進めています。

また、雨水幹線の整備にあたっては、幹線水路や暗渠の上部空間を都市の貴重なオープンスペースとして位置づけ、親水性にあふれた空間づくりにも努めています。これまでの雨水整備の状況は次の通りです。

主な取組み事業

◇山田雨水幹線

市域中央部の抜本的浸水対策事業として、内径3250mm、延長約2700mを築造

- ◇内野雨水支線
- ◇出口雨水幹線（水面廻廊）など

【主要な幹線管渠の整備状況】

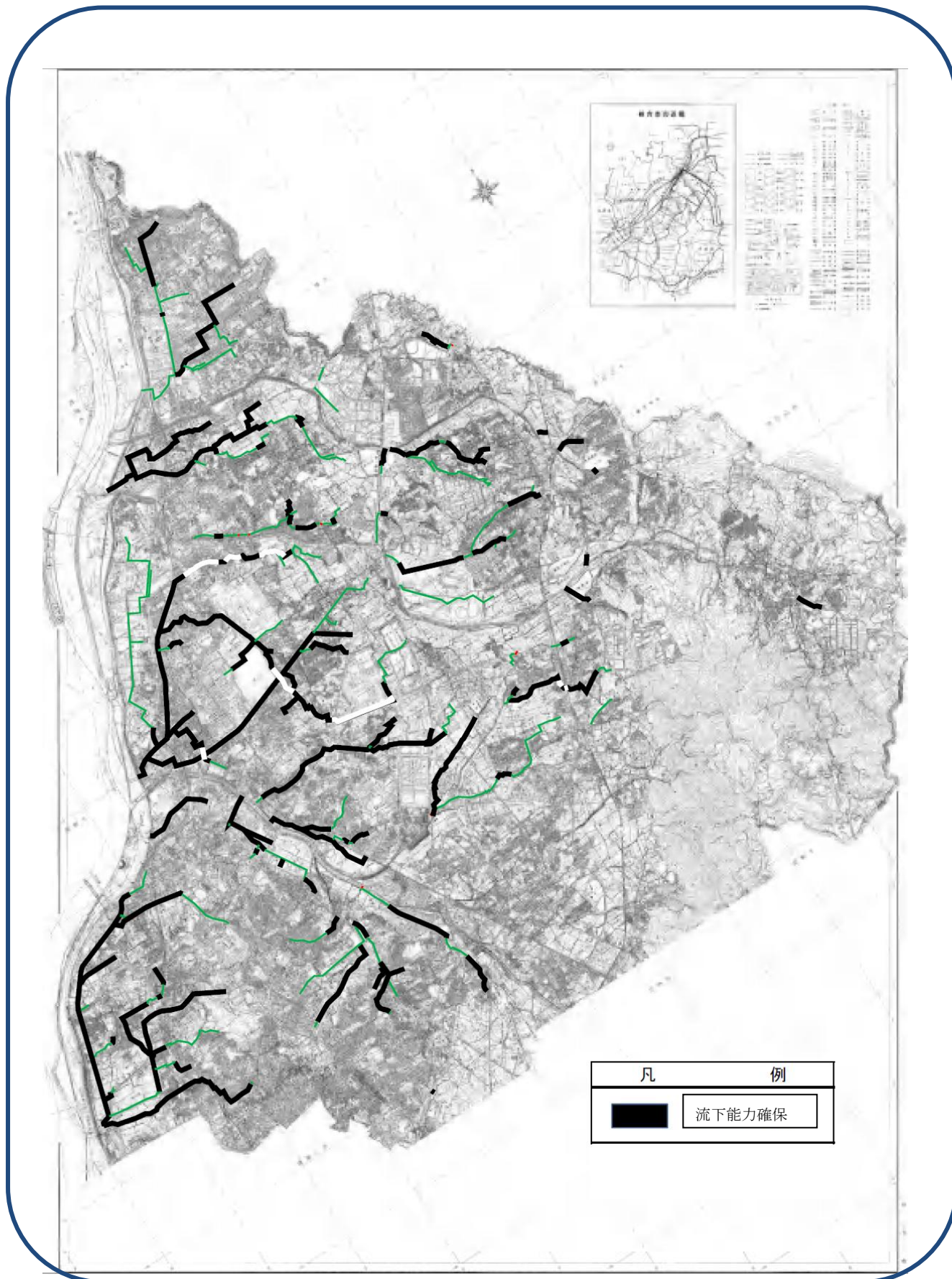
（平成23年度末現在）

番号	排水区	延長(m)	流下確保(m)	流下断面確保率	番号	排水区	延長(m)	流下確保(m)	流下断面確保率
1	楠葉	6,101	2,360	39%	12	津田	951	112	12%
2	車谷川	1,085	360	33%	13	安居	754	754	100%
3	八田川	1,478	803	54%	14	新安居	2,222	1,203	54%
4	藤本川	6,589	3,109	47%	15	犬田	2,600	1,690	65%
5	鎮守川	2,584	249	10%	16	申田川	78	78	100%
6	長尾	4,533	1,417	31%	17	蹉跎	12,351	8,212	66%
7	黒田川	23,738	10,323	43%	18	香里	5,397	1,183	22%
8	前田川	6,051	1,287	21%	19	小川	3,004	1,293	43%
9	穂谷川	7,118	1,035	15%	20	深谷	2,136	2,071	97%
10	溝谷川	3,816	2,889	76%	21	北谷川	385	167	43%
11	野々田川	7,007	3,341	48%	合計		99,978	43,936	44%



【雨水の整備状況図】凡例路線が整備済

(平成 23 年度末現在)

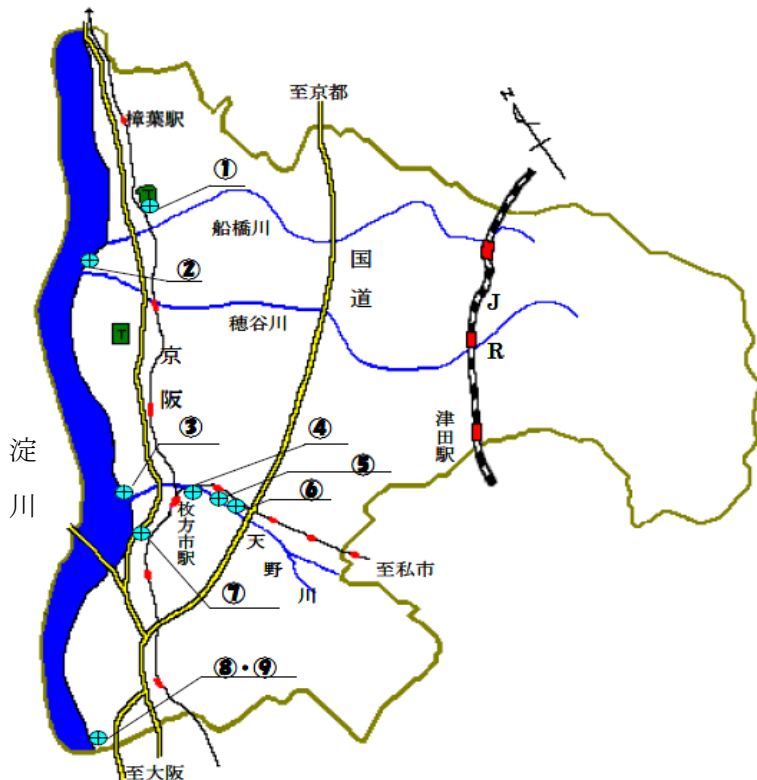


### 第3節 ポンプ場の整備・充実

本市では、降った雨を河川に排除するために市内に9か所の雨水ポンプ場を備えており、一定規模以上の雨が降ったときには、これらのポンプを運転し雨水を排除しています。このため、市内の雨水管渠が整備されたとしてもポンプ場の機能が脆弱では、河川に効果的に排除できないので、ポンプの機能整備を優先します。なお、事業費については、これまでの雨水整備費として年間約10億円規模で推移していますが、ポンプ場整備を新たに実施していく上で、次節の幹線・水路の整備事業との調整を図り実施していきます。

■ ポンプ場の中で現排水量が計画排水量に満たない施設を優先します。  
 ・ 新安居川ポンプ場 ・ 溝谷川ポンプ場 など順次整備・充実を図ります。

ポンプ場名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
新安居川ポンプ場	設計	樋管	ポンプ井	沈砂池	ポンプ	ポンプ	除塵機	ポンプ	除塵機
	→	工事							
溝谷川ポンプ場	自然吐水路	用地	沈砂池	沈砂池	除塵機	除塵機			
		工事							



NO	ポンプ場名
①	北部ポンプ場
②	藤本川ポンプ場
③	黒田川ポンプ場
④	新安居川ポンプ場
⑤	溝谷川ポンプ場
⑥	犬田川ポンプ場
⑦	安居川ポンプ場
⑧	蹉跎ポンプ場
⑨	深谷ポンプ場

第4節 幹線・水路の整備

幹線管渠の排水能力が脆弱では、各支線から流入してきた雨水を効果的に排水することができません。このため、浸水被害の頻度が高い地域を中心に幹線・水路の整備を優先します。

なお、事業費については、今後の財源の確保や企業債の動向に注視し、優先順位や施工個所を見極めた上で、計画的、効率的な整備を図っていきます。

■ 幹線・水路の整備を優先します。

- ・ 利根川雨水支線
- ・ 船橋本町雨水支線
- ・ 養父丘排水路
- ・ 内野雨水支線
- ・ 禁野本町雨水支線
- ・ 伊加賀雨水支線
- ・ 久保川雨水支線など順次整備を進めます。

幹線・水路名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
・ 利根川雨水支線	→								
・ 利根川上流部		←							
・ 船橋本町雨水支線		←							
・ 養父丘排水路	→								
・ 養父丘上流部		←				←			
・ 内野雨水支線	→								
・ 内野上流部		←							
・ 禁野本町雨水支線	↔								
・ 伊加賀雨水支線		←							
・ 久保川雨水支線	→								
・ その他		→							

※ 上記整備計画は現在の10ヶ年計画であり、用地買収を含め、計画の見直しにより施工時期は変更されることがあります。





## 第5節 貯留・浸透施設の活用

### (1) これまでの取り組み状況

これからの浸水対策は、下水道（幹線管渠・水路・ポンプ場）のみならず、都市全体で考える必要があります。その対策として注目されているのが雨水貯留浸透施設による雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出を抑制するものです。

雨水貯留施設には、公園や学校のグラウンドや駐車場などの地表面に貯留するタイプと建物や敷地の地下に貯留するタイプがあり、雨水浸透施設には、浸透ますや透水性の舗装などがあります。

また、各家庭でも貯留できる雨水タンクなどもあり、貯まった雨水を散水や防火用水にも活用できます。

本市でも、浸水対策の一環として学校や公営住宅などの公共公益施設を中心に新設・改築等における雨水貯留浸透施設の整備協力を求めています。

#### 主な取り組み事業

- ◇南部生涯学習市民センターでは、約40m<sup>3</sup>規模の雨水貯留槽を設置し、館内の水使用量の約40%を雨水でまかなっています。
- ◇雨水貯留槽として、枚方第二小学校で450m<sup>3</sup>、東船橋で2200m<sup>3</sup>を整備しました。
- ◇交北公園・車塚公園では、雨水を貯めて散水利用や噴水に利用しています。
- ◇東部清掃工場では、雨水を貯留し、灌水用に有効活用しています。
- ◇市役所本庁舎でも、雨水タンクを設置し、緑のカーテンへの水やりにも利用しています。（右側写真）



### (2) 今後の取り組み

水環境の保全にも有効な浸水対策として、今後も、他部局と連携し、道路や公園、学校などの公共施設に透水性舗装や貯留・浸透施設の設置を図っていきます。また、民間施設においても貯留・浸透施設の設置に向けた協力要請を行い、事業推進への支援制度のあり方も検討します。

#### ■雨水流出抑制に向けた取り組みを進めます。

一定の区域において、自助・共助・公助協働で取り組む下水道浸水被害軽減総合計画を策定し、ハード・ソフト対策の両面で浸水被害の軽減に取り組めます。



## 第6節 施設の適切な維持管理

### (1) 機能優先の維持管理

雨水に係る施設の維持管理については、ポンプ場・排水路など老朽化による機能の低下が懸念されているため、機能維持を最優先に取り組んでいるところです。

しかし、昨今の大雨による浸水被害は広範囲に広がりつつあり、市内各施設の早急な対応が求められています。

そのため、緊急性の高いものを優先的に補修等の対応を行っていくものとしますが、根幹的施設であるポンプ設備については、補修に加えて計画的な更新・整備にも取り組んでいきます。

【ポンプ場長寿命化事業計画】

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
長寿命化調査			←→		←→				
長寿命化計画				←→		←→			
実施設計業務					←→		←→		
長寿命化工事						←→	←→	←→	←→

蹉陀・北部ポンプ場
  溝谷川・新安居川ポンプ場

### (2) 施設の維持補修と降雨時のパトロールを強化

管渠の定期的な点検や清掃、補修を強化するとともに、降雨時のパトロールにより、機能維持、浸水の防除に努めていきます。

特に、台風などによる大雨が予測される場合は、市内各ポンプ場の運転準備を早め、降雨状況や幹線水路の水位をリアルタイムに把握することで、防災部局と連携を図り、迅速な対応に努めます。

## 第7節 施設の耐震化

雨水施設の耐震化についても、汚水施設と同様に平成13年度以降の施設については、本市の耐震対策に係る基本方針により整備を進めています。しかし、それ以前の施設については耐震化を計画的に図る必要があることから、平成20年度に策定した「下水道地震対策緊急整備計画」の内容を見直し、汚水整備と同様に計画的な耐震化に取り組めます。

## 第5章 経営健全化の基本方向

### ☆ ビジョンにおける経営健全化の方針

#### 経営健全化の方針

##### 【収入に関する方針】

- 使用料の適正化
- 一般会計繰入金のあるあり方
- 補助金等の活用による財源の確保

##### 【支出（経費）に関する方針】

- 上下水道組織の統合を活用した効率的な執行体制の構築
- 民間委託を活用した効率的な施設管理
- 企業債利息等の縮減
- 人材の育成と技術の継承
- 下水道整備計画等の策定

### 第1節 これまでの経営計画

下水道事業については、これまで都市基盤施設として早期の進捗を求められてきた中で事業を進めてきました。しかし、バブル崩壊による景気の後退に伴い、市税収入も落ち込み、市税による財源補てんもままならない状況となりました。

このため、平成6年度から実質収支が赤字と転じ、公債費の増加が経営をさらに圧迫する事態となりました。

この事態の解消を図るため、平成13年度に「下水道特別会計経営健全化計画」を策定しました。

この計画は、平成16年度に一度改訂され、平成20年度には、当初の経営計画の期間が終了することから、これまでの取り組みの検証と今後の経営状況の見通しを示すものとして、「下水道特別会計経営状況について」を策定しました。主な内容は次の通りです。

## ■下水道特別会計 経営健全化計画 【平成13年6月策定・平成16年5月改訂】

項目	内容	
計画期間	・平成13年～平成20年度	
策定の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税収入の悪化に伴い、公債費の伸びに対応する繰出金が出せない</li> <li>・整備事業費の急激な増加が、将来の公債費の急激な増加を招いた</li> <li>・平成11年度決算で、赤字比率が65.6%となり、その拡大が懸念</li> </ul>	
健全化の具体策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数の削減、民間委託の活用等による人件費の見直し</li> <li>・維持管理費の見直し、事業コストの縮減</li> <li>・受益者負担金一括納付報奨率の見直し（20%→14%→10%）</li> <li>・水洗化の促進</li> <li>・高利の市債借換、繰上償還の実施など</li> </ul>	実施・継続中 実施・継続中 実施済 継続中 実施・継続中
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度に実質収支の黒字転換を図る</li> <li>・汚水整備費を40億円/年とし、平成24年度に概成を図る</li> </ul>	未達成 未達成
	改訂 <ul style="list-style-type: none"> <li>・概成まで、汚水雨水合わせて50億/年の事業費とし整備を進める</li> <li>・資本費算入率を50%以上とする。(H15年 36%)</li> </ul>	変更有 達成
使用料の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年度に15年ぶりに改定（約29.5%増額）</li> <li>・平成13年10月（約32%増額）</li> <li>・平成16年10月（約16%増額）</li> <li>・平成19年度に予定していた改定は見送り</li> </ul>	

## ■下水道特別会計経営状況について 【平成21年2月策定】

項目	内容	
計画期間	・平成20年～平成29年度	
策定の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道特別会計健全化計画の終了に当たって、これまでの実績検証と今後の経営状況の見通しを示す</li> </ul>	
健全化の具体策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有収水量の安定確保</li> <li>・基準外繰入金金の抑制</li> <li>・組織の見直しによる人件費の削減</li> <li>・維持管理費、整備事業費の縮減</li> <li>・高利の市債の借換、繰上償還</li> <li>・H23年度に地方公営企業法適用と上下水道組織の統合</li> </ul>	継続中 継続中 継続中 継続中 継続中 実施済
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度に実質収支の黒字転換を図る</li> <li>・汚水整備事業の概成は、平成24年度から28年度に延長</li> </ul>	継続中 継続中

## 第2節 収入に関する方針

収入確保については、主たる収入源である下水道使用料について、昨今の節水意識の定着や人口の減少、高普及率などの影響を受けて、これまでのような伸びが期待できない状況にあります。

現在、下水道使用料で賄っている経費が約70%で、残りの部分は一般会計からの繰入金で補っている状況にあります。

今後は、適正な原価計算に基づく使用料設定が行えるよう、一般会計の繰入金のあり方を検討し、下水道使用料の適正化を進めていきます。

また、今後本格化する下水道施設の更新事業等についても、国の補助制度の効果的な活用を念頭に、特定財源の確保に努めていきます。

### (1) 使用料の適正化

下水道事業は、地方財政法第6条により、特別会計を設け、国の「基準」で認められた公費負担すべき経費を除いて、それ以外の経費については下水道使用料で賄われなければなりません。

しかし、本市では国が定める繰出基準以外の繰入金が多額となっていることから、適正な原価計算に基づく使用料設定が行えるよう取り組んでいくとともに、対象経費の削減による原価の抑制や水洗化率の向上による増収にも努めます。

## ◇公共下水道普及状況の推移(各年度末)

区分	単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
計画面積(A)	ha	5,217	5,217	5,217	5,217	5,217	5,217
処理面積(B)	ha	2,924	3,033	3,095	3,121	3,184	3,218
処理面積普及率(B/A)	%	56.0	58.1	59.3	59.8	61.0	61.7
整備面積(D)	ha	3,033	3,095	3,121	3,182	3,217	3,238
整備面積普及率(D/A)	%	58.1	59.3	59.8	61.0	61.7	62.1
行政人口(C)	人	409,118	410,112	410,597	411,133	410,926	410,142
処理人口(E)	人	355,092	367,420	374,049	376,142	379,428	381,327
処理人口普及率(E/C)	%	86.8	89.6	91.1	91.5	92.3	93.0
整備人口(F)	人	367,331	373,057	375,794	379,632	381,877	382,546
下水道普及率(F/C)	%	89.8	91.0	91.5	92.3	92.9	93.3
水洗化人口(G)	人	319,817	332,918	341,703	347,254	351,216	368,574
水洗化率(G/E)	%	90.1	90.6	91.4	92.3	92.6	96.7



## (2) 一般会計繰入金のあり方

地方公営企業は独立採算が原則であります。地方公営企業法では「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」、「その他公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計等が負担及び補助できるものとされています。

この経費負担区分のルールについては、「地方公営企業繰入金について」として総務省より通知されております。

本市の下水道事業は、多額の一般会計からの負担金や補助金により経営を行っていますが、その半分以上は基準に基づかない補助金となっているため、経費負担の原則である「雨水公費・汚水私費」に基づき、適正な公費負担のあり方について検討を進めていきます。

## (3) 補助金等の活用による財源の確保

下水道事業に係る国庫補助制度が社会資本整備総合交付金などの新しい枠組みに変化しており、これまで国費対象とならなかった事業も「効果促進事業」として対象に組み入れることができるなど、柔軟な対応が可能となってきています。

このため、下水道施設の新規整備や長寿命化、耐震化などのハード事業についてはこれまで以上に国庫補助金の活用を進めるとともに、関連事業やソフト事業などへの効果的な活用も念頭に特定財源の確保に努めていきます。

## 第3節 支出（経費）に関する方針

下水道事業に地方公営企業法を適用し、企業会計となったことで財務諸表などを用いて、よりの確な経営分析を行い、維持管理費や企業債利息の縮減に努めていきます。

また、水道事業との組織統合による効率的な執行体制の構築や企業職員としての経営感覚を持った人材育成を進めるとともに、今後の下水道整備事業の優先順位を明確にするための計画を策定し、その内容に基づき事業を着実に進めていきます。

## (1) 上下水道組織の統合を活かした効率的な執行体制の構築

平成23年4月に公営企業会計へ移行するにあたり、すでに公営企業として事業運営をしている水道局と組織統合を行うことにより、初期投資の軽減や円滑な事業運営を進めるためのノウハウ等を受けることができました。しかし、現在の組織体制は過渡期にあるため、執行体制を段階的に整えていきます。

特に、共通している業務の一体化や類似業務の統合による経営コストの削減、上下水道の連携強化によるお客様サービスの向上をめざします。

- 総務部門や料金部門の整理統合の効果を高め、経営の強化を図ります
- 全部門統合に向けて段階的な組織体制の構築を図ります
- 市役所分館に配置されている下水道部を中宮新庁舎に統合します

## (2) 民間委託を活用した効率的な施設管理

これまでも維持管理費の見直しとして、北部汚水処理場での夜間・休日運転業務や脱水業務や排水ポンプ場の管理の一部を民間委託に切り替えるなど、施設の委託化を図ってきました。

今後も、効率的な事務執行を進めるため、すべての業務の内容を点検し、適正な業務運営の確保とサービスの維持向上に留意しつつ、業務の委託化への検討を行います。

- 景観水路の維持管理業務の一部委託の検討
- 下水道維持管理業務の一部委託の検討
- ポンプ場の維持管理業務の一部委託の検討
- 工場等届出規制指導業務の一部委託の検討

### (3) 企業債利息等の縮減

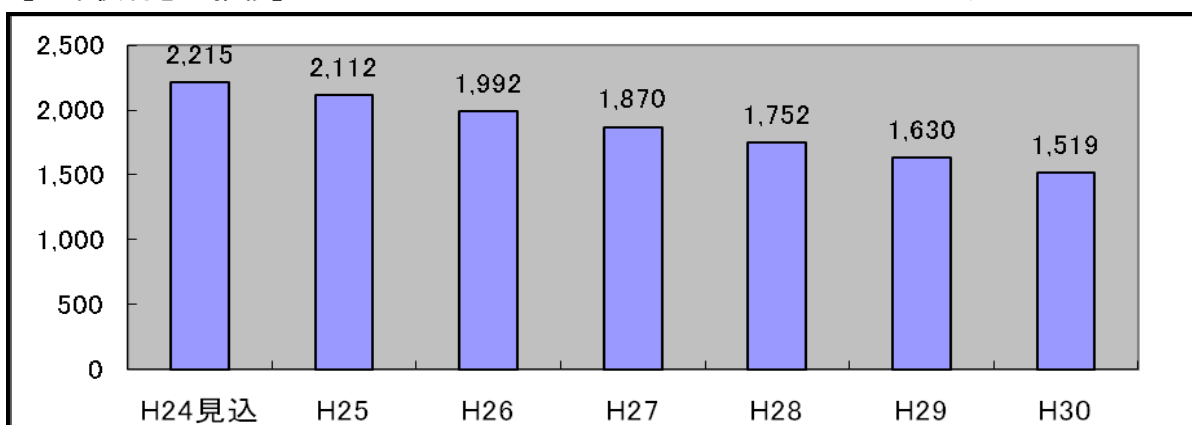
企業債は、下水道整備事業費の財源として、これまで発行してきましたが、その償還金等が下水道事業運営を圧迫している最大の要因でした。

このため、平成16年度から高利率で借入れた企業債の借換え制度を活用し、低利率に借り換えることで、利息軽減に努めてきました。

今後も、繰上償還等制度を活用するとともに、将来負担の軽減に鑑み、企業債発行額を抑制することで、企業債残高のさらなる縮減に努めます。

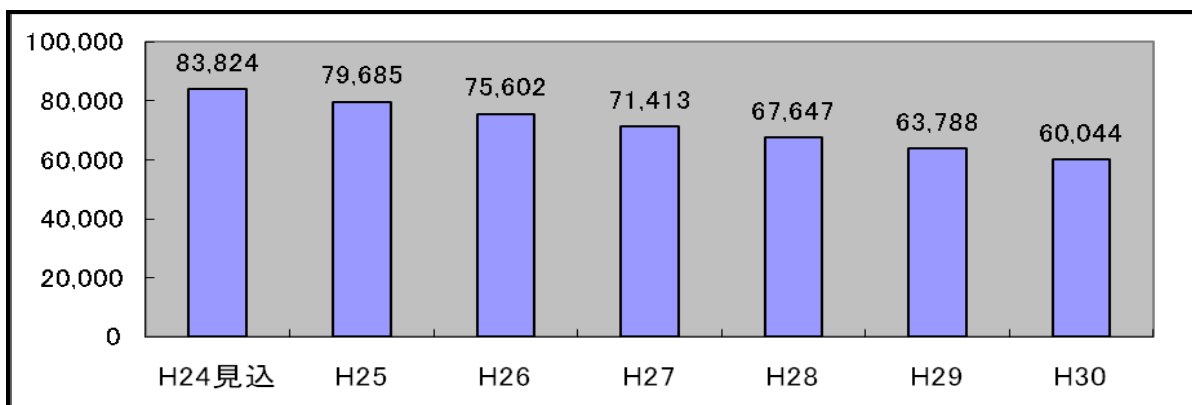
【企業債利息の推移】

(単位：百万円)



【企業債等現在高の推移】

(単位：百万円)



### (4) 人材の育成と技術の継承

職員一人ひとりが、事業達成への目的意識と必要な技術・技能を身に付け、市民のみなさまの視点に立ちながら、サービスの向上に努めます。

特に、水道事業と下水道事業は、その事業の特殊性から継続的に安定したサービスが求められており、いかなる状況においても適切に対応できる能力が必要です。

このため、先人からの技術継承を次世代につなぐとともに、経営能力の向上と人材育成に適切に結びつく職場環境の構築を図ります。

## (5) 下水道整備計画等の策定

下水道事業の会計は、平成23年度から企業会計方式に移行したことで、独立採算制及び経営の透明性を高めるとともに、経理状況をわかりやすく市民のみなさまへ伝えることができます。

しかし、会計方式の移行後も、これまでの建設投資に伴う公債費の大きな負担や今後の維持管理の時代に向けた施設の更新や耐震化事業など、新たな事業を展開していく必要があります。

本経営計画では、全体事業の大枠の方向性を示し、個々の事業展開については、個別必要な整備計画を順次作成していきます。

- 下水道長寿命化計画
- 下水道施設耐震化計画
- 下水道整備計画
- 下水道浸水被害軽減総合計画



## 第4節 財政収支計画

## 収支計画の考え方

汚水事業は、公営企業として独立採算が基本です。しかし、平成23年度において、本来使用料で賄うべき経費のうち約2割が、市税を財源とする一般会計からの補助金で賄われているのが現状です。本収支計画では、平成33年度までに、汚水処理費を基本的に使用料収入で賄うことを目標としています。

そのため、今後も人件費等の経費削減を進めるとともに、平成25年10月より約10%の使用料改定を見込み、収入の確保を図ります。

雨水事業は、代表的な公共事業であることから、財源の全てが一般会計からの補助金（税金）で賄われています。

そのため、市全体の財政負担を十分に考慮しながら事業展開する必要があり、事業費の年度間格差を極力控え、平準化を図ります。

## (1) 現行での財政予測

## ①収益的収支

【事業年度の経営活動にともない発生したすべての収入とそれに対応するすべての支出】

(単位：百万円)

		24年度 見込み	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	営業収益 (A)	8,303	8,357	8,316	8,307	8,303	8,275	8,258
	うち使用料収入	5,292	5,312	5,323	5,333	5,344	5,355	5,355
	うち他会計負担金	1,200	1,297	1,233	1,189	1,158	1,096	1,054
	うち他会計補助金	1,793	1,730	1,743	1,769	1,786	1,809	1,835
	営業外収益 (B)	1,028	854	861	841	846	753	678
	うち他会計補助金	960	779	786	766	770	677	602
	うち負担金	60	73	73	73	74	74	74
収入計 (7) [(A)+(B)]	9,331	9,211	9,177	9,148	9,149	9,028	8,936	
支 出	営業費用 (C)	7,173	7,159	7,283	7,237	7,367	7,444	7,609
	うち職員給与費	864	738	749	565	564	505	516
	うち維持管理費	1,883	1,971	2,047	2,127	2,211	2,299	2,391
	うち減価償却費	4,426	4,450	4,487	4,544	4,591	4,640	4,702
	営業外費用(支払い利息等) (D)	2,300	2,234	2,118	1,997	1,876	1,757	1,632
支出計 (4) [(C)+(D)]	9,473	9,393	9,401	9,234	9,243	9,201	9,241	
経常損益 (ウ) [(7)-(4)]	△142	△182	△224	△86	△94	△173	△305	
特別損益 (イ)	58	38	38	38	38	38	38	
当年度純利益 (ウ)+(イ)	△84	△144	△186	△48	△56	△135	△267	



## ②資本的収支

【経営活動に係る施設の建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出、並びにその財源となる収入】

(単位：百万円)

		24年度 見込み	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	企業債	2,154	2,409	2,409	2,409	2,409	1,689	1,689
	他会計負担金	954	1,046	1,056	1,049	1,019	962	850
	他会計補助金	754	798	817	868	810	723	614
	他会計借入金	594	0	0	0	0	0	0
	国（府）補助金	517	300	300	300	300	300	300
	その他（工事負担金等）	56	20	19	17	16	15	15
	収入計 (7)	5,029	4,573	4,601	4,643	4,554	3,689	3,468
支 出	建設改良費	3,205	3,310	3,311	3,293	3,276	2,450	2,424
	企業債等償還金	6,519	5,956	5,928	5,921	5,875	5,801	5,682
	その他	387	164	164	164	164	164	164
	支出計 (i)	10,111	9,430	9,403	9,378	9,315	8,415	8,270
単年度収支 (7)-(i)		△5,082	△4,857	△4,802	△4,735	△4,761	△4,726	△4,802
上記不足額に補てん可能な財源		5,341	4,698	4,275	4,103	4,037	3,878	3,683
年度末資金過不足額		259	△159	△527	△632	△724	△848	△1,119

## (2) 使用料改定後の財政予測

## ①収益的収支

【事業年度の経営活動にともない発生したすべての収入とそれに対応するすべての支出】

(単位：百万円)

		24年度 見込み	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	営業収益 (A)	8,303	8,559	8,781	8,740	8,698	8,682	8,653
	うち使用料収入	5,292	5,556	5,815	5,815	5,809	5,809	5,798
	うち他会計負担金	1,200	1,282	1,263	1,233	1,219	1,218	1,214
	うち他会計補助金	1,793	1,703	1,685	1,674	1,653	1,638	1,625
	営業外収益 (B)	1,028	790	742	645	691	600	521
	うち他会計補助金	960	722	674	578	624	532	453
	うち負担金	60	60	60	60	60	60	60
収入計 (7) [(A)+(B)]	9,331	9,349	9,523	9,385	9,389	9,282	9,174	
支 出	営業費用 (C)	7,173	7,073	7,138	7,028	7,097	7,127	7,209
	うち職員給与費	864	741	762	581	608	586	609
	うち維持管理費	1,883	1,882	1,891	1,906	1,910	1,912	1,910
	うち減価償却費	4,426	4,449	4,485	4,541	4,579	4,629	4,690
	営業外費用(支払い利息等) (D)	2,300	2,217	2,086	1,965	1,841	1,717	1,608
支出計 (4) [(C)+(D)]	9,473	9,290	9,224	8,993	8,938	8,844	8,817	
経常損益 (7) [(7)-(4)]	△142	59	299	392	451	438	357	
特別損益 (1)	58	35	35	36	37	37	38	
当年度純利益 (7)+(1)	△84	94	334	428	488	475	395	

## ②資本的収支

【経営活動に係る施設の建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出、並びにその財源となる収入】

(単位：百万円)

		24年度 見込み	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収 入	企業債	2,154	2,117	2,117	2,309	2,075	2,342	2,188
	他会計負担金	954	1,104	1,046	1,046	1,000	974	863
	他会計補助金	754	638	603	629	439	349	465
	他会計借入金	594	0	0	0	0	0	0
	国（府）補助金	517	684	649	719	684	675	685
	その他（工事負担金等）	56	42	36	31	27	26	24
	収入計 (7)	5,029	4,585	4,451	4,734	4,225	4,366	4,225
支 出	建設改良費	3,205	3,171	3,149	3,459	3,146	3,421	3,286
	企業債等償還金	6,519	5,886	5,854	5,858	5,885	6,113	5,987
	その他	387	280	279	280	280	280	279
	支出計 (イ)	10,111	9,337	9,282	9,597	9,311	9,814	9,552
単年度収支 (7)-(イ)		△5,082	△4,752	△4,831	△4,863	△5,086	△5,448	△5,327
上記不足額に補てん可能な財源		5,341	4,936	5,136	5,422	5,759	5,923	5,702
年度末資金過不足額		259	184	305	559	673	475	375